

平塚市エネルギー施策アクションプラン
(案)

平塚市環境政策課
平成 3 0 年 月 日

目次

1	はじめに（計画の位置づけ）	
1 - (1)	趣旨	1 頁
1 - (2)	位置づけ	1 頁
1 - (3)	計画の対象期間	1 頁
2	平塚市の地球温暖化対策	
2 - (1)	環境基本計画の掲げる目標	2 頁
2 - (2)	平塚市で取り組む施策の範囲	3 頁
2 - (3)	現状と課題の整理	3 頁
3	個別のエネルギー施策	
3 - (1)	施策一覧	5 頁
3 - (2)	事業の推進主体	5 頁
3 - (3)	各施策の事業推進・プランニングシート	5 頁
4	今後の進め方	1 5 頁

1 はじめに

1-（1）趣旨

平塚市では、平成29年3月に平塚市環境基本計画（平成29年度～38年度）（以下、環境基本計画）を策定し、現在、計画期間内にある。環境基本計画は、平塚市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を内包した計画となっており、この計画のもとで、現在、エネルギー施策を推進しているところである。

一方で、環境施策の中でも、特にエネルギー施策を取り巻く環境は日々変化しているということも重要な事実である。地球温暖化に対する国際動向の変化、エネルギーに関する新技術の開発、太陽光発電設備のコスト低減、日本のエネルギーミックス、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）の見直し等、比較的新しい政策分野であるがために、変化の余地も大きいといえる。

このような環境の変化に即応しつつ、エネルギー施策を推進していくにあたっては、計画期間を10年間とする環境基本計画や、計画期間を5年間と定める環境基本計画の事業計画だけでなく、行政としてのより短期的・専門的なアクションプランを策定することによって事業の推進につながるものと考えられる。

このような趣旨から、平塚市エネルギー施策アクションプラン（以下、本プラン）を定める。

1-（2）位置づけ

本プランは、環境基本計画に係る取組について、平塚市のエネルギー施策に関するより具体的な内容、短期的なプランを定めるものとする。

1-（3）計画の対象期間

施策によって期間や到達点が異なることから、本プランの対象期間は具体的には定めない。ただし、概ね今後3年間についてとるべき取組を、短期的なアクションプランとして、まとめることとし、進捗状況を踏まえて都度更新し、常に最新の状態を保つことによって具体的行動につなげることを原則とする。

2 平塚市の地球温暖化対策

2- (1) 環境基本計画の掲げる目標

環境基本計画は、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を内包した計画であることから、平塚市の温室効果ガス排出削減目標を置いている。

●平塚市の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減目標

市域全体の削減目標	平成 38（2026）年度までに平成 25（2013）年度比 18.5%削減
部門別削減目標	平成 38（2026）年度までに部門別排出量を削減 [平成 25（2013）年度比] 産業部門：産業部門の排出量を 5.0%削減 民生業務部門：民生業務部門の排出量を 30.4%削減 民生家庭部門：民生家庭部門の排出量を 30.1%削減 運輸部門：運輸部門の排出量を 21.1%削減 廃棄物部門：廃棄物部門の排出量を 5.1%削減

また、平塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）では、一事業者としての平塚市の温室効果ガス排出削減目標を置いている。

●市の事務・事業における二酸化炭素排出の削減目標

市の事務・事業における削減目標	平成 38（2026）年度までに平成 25（2013）年度比で 18.9%削減		
	平成 25(2013)年度	平成 38(2026)年度	
	基準値(実績)	目標値	削減目標
CO ₂ 排出量(t-CO ₂)	43,290	35,090	18.9%
部門別			
業務部門（市役所でのエネルギー使用に伴うCO ₂ ）	23,676	16,478	30.4%
廃棄物部門	19,613	18,612	5.1%

本プランでは、この目標を念頭に、施策の推進をしていく必要がある。

2-（2）平塚市で取り組む施策の範囲

目標の達成のために、本市が取り組み得る施策は多様なものがあるが、化石燃料資源の開発や、原子力政策など、平塚市単独で施策を実行し直接的に解決をはかることが難しい問題も多く存在する。よって、次の取組を各分野において施策として展開していくことが重要となる。

① 再生可能エネルギーの導入

平塚市域内にて再生可能エネルギー設備等を導入し、低炭素型のエネルギーにシフトしていく。

② 省エネルギー化の推進

平塚市域内におけるエネルギー使用量を削減し、二酸化炭素排出量を低減する。

③ 環境に配慮したエネルギーの選択

エネルギーの消費またはエネルギー転換の過程において、二酸化炭素排出量のより少ないエネルギーを選択し使用する。

2-（3）現状と課題の整理

本市を取り巻くエネルギー施策の現状と課題を整理する。また、各課題に対応した施策として、「3 個別のエネルギー施策（5頁～）」に示す施策の番号を記載する。

① 再生可能エネルギー導入にかかる社会情勢と課題

再生可能エネルギーについては、技術開発による導入コストの低減が顕著である。特に太陽光発電については、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）の2018年1月の発表で、2010年から現在までに73%削減されたとされている。さらに、同発表では2020年までに2017年比でコストが半減する可能性があると思込まれている。

導入コストの低減の反面、再生可能エネルギーのコスト負担低減を目指した制度である固定価格買取制度（FIT）の見直しも進んでいる。非住宅用太陽光発電（10～2,000kWh）の買取価格は18円となっており、前年比3円の低下となっていて、これまでの事業スキームでは、再生可能エネルギー導入事業が成り立たなくなってきたとされる。

このような状況を踏まえ、固定価格買取制度（FIT）を活用した再生可能エネルギー事業については、数が減っていくと思込まれる一方で、自家消費型の太陽光発電事業を事業化しようとする動きなどがみられる。今後は新たな事業スキームも開発しながら事業展開を図っていく必要がある。

【関連施策…1、3、7、8】

② 本市の再生可能エネルギーの導入可能性

本市は地形が平坦であることや森林地が少ないことなどから、太陽光発電などの導入は可能性が高いのに対し、木質バイオマス等の利用には、比較的不向きであるといえる。水力発電については、小規模で傾斜をあまり必要としない型の小水力発電などに可能性は絞られると考えられる。

また、海岸線に面していることから、海洋エネルギーを基盤とした再生可能エネルギーの研究については、導入可能性がある。

このように、再生可能エネルギー導入のための資源が多くあるわけではないという課題はあるが、地理的特性を検討の上、事業展開が可能な取組を探っていくことが必要である。

【関連施策… 3、4、7、8】

③ 省エネルギー化・エネルギー効率化への対応

再生可能エネルギー事業を取り巻く環境が変化していく中で、重要性が高まるのが、施設等の省エネルギー化やエネルギー効率の向上である。特に、二酸化炭素排出削減が進んでいない業務部門や家庭部門の取組は大きな課題と言えるだろう。

【関連施策… 1、5】

④ 電力小売り全面自由化への対応

平成28年度から電力小売りが全面自由化されたことにより、一般家庭や小規模の事業所等においても電力会社を自由に選べるようになった。平塚市の高圧受電施設については、すでに多くが裾切り方式による環境配慮契約に取り組んでおり、環境配慮と経費削減を両立している。しかし、低圧受電施設の電力契約切り替えは、まだまだ余地が大きいため、今後は、低圧区分電力の受電施設で契約見直しを進めるとともに、市民・事業者に環境に配慮した電力契約を呼びかけていくことが大きな課題となる。

【関連施策… 2、3、6、8、9】

3 個別のエネルギー施策

3- (1) 施策一覧

1	環境共生モデル住宅地区形成事業（環境共生モデル住宅導入補助金）
2	低圧受電施設電力調達手法見直し事業
3	電力契約切り替えと屋根貸しによる公共施設への太陽光発電設備導入事業
4	波力発電を活用した地域エネルギー事業
5	低炭素型自動車やV2H機器を活用した地域エネルギー事業
6	公共施設等の地産地消と環境教育推進
7	市民発電所設置推進事業
8	～大神地区電力地産地消事業～立地事業者等の地産地消推進プロジェクト
9	～大神地区電力地産地消事業～地区内住宅の地産地消推進プロジェクト

3- (2) 事業の推進主体

本プランは、事業の推進主体としての本市の行動計画を示すものであり、平塚市が推進主体となる。また、施策毎に特別の定めがない限りは、全ての施策の推進にあたって、環境政策課が（または、環境政策課と他の担当課）役割を担っていくことが期待される。

施策の推進にあたって、関連する課については、関連課という位置づけになる。

3- (3) 各施策の事業推進・プランニングシート

各施策は、個々に「事業推進・プランニングシート」にまとめることとする。このシートは、事業を実際に推し進めるため、行政としての短期的・専門的なアクションプランをまとめるものである。

事業推進・プランニングシート

施策番号	1				
事業推進課	環境政策課				
関連課	都市整備課				
施策の名称	環境共生モデル住宅地区形成事業(環境共生モデル住宅導入補助金)				
施策の概要	<p>平塚市において環境共生モデル住宅地区の形成を支援し、広くその取組や効果を周知することによって、市域全体へZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)を普及するため、補助金の交付を行う。</p> <p>ツインシティ整備計画や、平塚市総合計画、平塚市環境基本計画において環境共生モデル都市として位置づけられるツインシティ大神地区をはじめ、ZEHの普及促進によるモデル地区の形成が見込まれる地区において、事業を展開していく。</p>				
施策の現状・課題	<p>2018年7月には、ツインシティ大神地区については環境共生モデル住宅地区の第1号の認定を行った。また、他にも市内において、地区認定を行った。</p> <p>一方で、国も2020年度までに新築注文住宅の50%をZEHにすることを目標としているが、ZEHに対する認知度はまだ不十分な状況であり、補助金を活用した積極的な導入を促していく必要がある。</p> <p>平塚市においても、国の目標に合わせ、2020年度に向けて補助を実施していく。</p>				
課題解決のために必要な行動	<p>環境共生モデル住宅地区において、ZEHの導入効果などを広く周知していくことが必要となる。</p> <p>特にツインシティ大神地区については、ツインシティ大神地区土地区画整理組合や、関係課(都市整備課)と連携して、PRをしていく。</p>				
行動計画	2019年度 上半期	2019年度 下半期	2020年度 上半期	2020年度 下半期	2021年度 上半期
		補助9件(予定)		補助件数未定	
	<p style="text-align: center;">PRの実施</p>				
必要経費見込	900千円(予定)				

事業推進・プランニングシート

施策番号	2				
事業推進課	資産経営課・契約検査課・環境政策課				
関連課	施設所管課				
施策の名称	低圧受電施設電力調達手法見直し事業				
施策の概要	<p>低圧区分電力の受電公共施設において、より環境に配慮した電力を、より安価に調達するため、手法の検討を行う。</p> <p>その後、全庁的に類似契約施設を取りまとめた上での契約を検討するなどして、低圧受電施設の電力調達の見直しを行う。</p> <p>なお、電力調達手法の見直しは2019年4月に完了予定であるため、以後は、適宜契約先や契約内容等の精査を継続的に実施する。</p>				
施策の現状・課題	<p>低圧受電施設を所管する各課に対し、電力契約等の状況調査を実施し、各施設の情報収集及び整理を行うとともに、事業者に関する情報収集を実施している。</p> <p>また、現行より安価になることを条件に、環境に配慮した電力調達の実現に向け、電力の地産地消事業の公募型プロポーザルを実施した。24の低圧受電施設の平成30年度の電力契約について、プロポーザルにより選定された「平塚市電力の地産地消パートナー」との契約を行った。</p> <p>「平塚市電力の地産地消パートナー」事業者との電力契約手法及び切替効果を踏まえ、引き続き、全庁的に効率的かつ効果的な電力調達が可能な手法の検討を行う必要がある。</p>				
課題解決のために必要な行動	<p>「平塚市電力の地産地消パートナー」事業者との電力契約手法及び切替効果を踏まえ、引き続き、全庁的に効率的かつ効果的な電力調達が可能な手法の検討を行い、2019年度の契約に向けた準備を進める。</p>				
行動計画	2019年度 上半期	2019年度 下半期	2020年度 上半期	2020年度 下半期	2021年度 上半期
	<p>見直し事業の完了</p>	<p>業者選定等</p>	<p>業者選定等</p>	<p>業者選定等</p>	<p>業者選定等</p>
必要経費見込	なし(電気使用料のみ)	なし(電気使用料のみ)	なし(電気使用料のみ)	なし(電気使用料のみ)	なし(電気使用料のみ)

事業推進・プランニングシート

施策番号	3				
事業推進課	環境政策課				
関連課	施設所管課(保育課他)				
施策の名称	電力契約切り替えと屋根貸しによる公共施設への太陽光発電設備導入事業				
施策の概要	<p>公共施設(公立保育園等を予定)において、電力供給契約先を新電力会社(湘南電力を予定)に切り替えると同時に、当該新電力会社に太陽光発電設備を公共施設(港こども園等を想定)の屋根上に導入・運営・管理してもらう事業である。なお、公共施設上の再生可能エネルギー設備は、新電力会社の発電所として運営されるので、電力の所有権は新電力会社に帰属する(屋根貸し事業)。</p> <p>初期投資や維持費を新電力会社に負担してもらった上で再生可能エネルギー発電設備を導入でき、災害時の電源として活用できる。また、公共施設で再生可能エネルギー由来の電気を調達できる。</p>				
施策の現状・課題	<p>事業採算性の精査が必要であり、ある程度まとまった規模の電力契約をしなければ、事業化は難しいと思われる。そのため、保育園の他に、電力契約の切り替えを行う施設の検討が必要。</p> <p>また、発電設備の維持管理等に係る条件は、契約の際に十分検討が必要である。</p>				
課題解決のために必要な行動	協定(契約)の内容については、神奈川県や他市の事例などを参考に、十分な検討が必要である。				
行動計画	2019年度 上半期	2019年度 下半期	2020年度 上半期	2020年度 下半期	2021年度 上半期
必要経費見込	なし(電気使用料のみ)	なし(電気使用料のみ)	なし(電気使用料のみ)	なし(電気使用料のみ)	なし(電気使用料のみ)

事業推進・プランニングシート

施策番号	4			
事業推進課	産業振興課・環境政策課			
関連課				
施策の名称	地域資源を活用した新産業(波力発電関連分野)の創出			
施策の概要	<p>企業、大学、行政等の産学公連携による平塚海洋エネルギー研究会を運営し、地域資源を活用した新産業の創出を目指す。</p> <p>海洋エネルギー研究会では、波力発電の実証事業の実現に向け、内閣府の地方創生加速化交付金及び地方創生推進交付金を活用し、事業を進めてきた。</p> <p>外部の資金や知的資源を地域資源と組み合わせることで、施策実施の持続可能性を高めている。</p>			
施策の現状・課題	<p>地方創生推進交付金(2016年度～2018年度)について、選定されている。</p> <p>現在、第一部会(共同研究部会)では、東京大学生産技術研究所との共同研究による研究開発がすすめられ、第二部会(新産業創出部会)では波力発電関連分野の新産業創出にかかる研究が進められている。</p> <p>平成30年度CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業(二次公募)に採択され、2019年度中の波力発電所設置に向け検討を進めている。</p> <p>実証後の波力発電の普及が課題である。</p>			
課題解決のために必要な行動	実証事業と将来的な実用化・新産業創出に向けた実践的研究を産学公の連携を強化して進めていく。			
行動計画	2019年度 上半期	2019年度 下半期	2020年度 上半期	2020年度 下半期
	実証事業の検討、漁港利用の調整 平塚波力発電海域実証検討委員会への委員派遣		実証事業のPR、実用化の研究 平塚波力発電海域実証検討委員会への委員派遣	
必要経費見込	実証事業: 2018年度から3年間で約4億6千万円 * 市予算ではなく、東京大学が経理 (環境省委託事業、平成30年度CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業)			
	研究会のノウハウ蓄積、シュタットベルケ研究、職員旅費等 年間148.5万円			

事業推進・プランニングシート

施策番号	5				
事業推進課	環境政策課				
関連課	防災危機管理部、施設所管課				
施策の名称	低炭素型自動車やV2H機器を活用した地域エネルギー事業				
施策の概要	<p>低炭素型自動車の普及促進のため、試乗会や市内事業所へのEV車の長期貸し出し等のPR事業を定期的実施する。</p> <p>また、EV車の温室効果ガス排出削減効果を最大化するため、市役所本館駐車場の電気自動車用急速充電器においては、二酸化炭素排出量の少ない地産の電力を調達する。</p> <p>電気自動車等の災害時の効果的な活用を目指し、公共施設へのV2Hの導入やカーディーラー、販売店との連携による災害時のEV車活用などを検討する。</p>				
施策の現状・課題	<p>試乗会等の実施は、自動車メーカーやカーディーラー、販売店の協力によるものであるため、実現には協議が必要となる。</p> <p>V2Hの導入や、公用車としての低炭素型自動車の導入には、費用が掛かるため、費用対効果の検証なども含めて事業の検討をしていく必要がある。</p>				
課題解決のために必要な行動	各企業との連絡を密に行うとともに、情報収集を常に行う。費用や導入施設の検討を進めていく。				
行動計画	2019年度 上半期	2019年度 下半期	2020年度 上半期	2020年度 下半期	2021年度 上半期
必要経費見込	なし	なし	未定(V2HやEV等の導入費用)	なし(電気使用料のみ)	なし(電気使用料のみ)

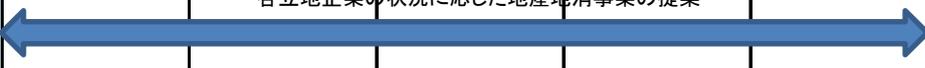
事業推進・プランニングシート

施策番号	6				
事業推進課	環境政策課				
関連課					
施策の名称	公共施設等の地産地消と環境教育推進				
施策の概要	<p>廃棄物発電による平塚市産の電力を平塚市の公共施設等に供給することで、温室効果ガスの排出削減を行う。</p> <p>また、環境教育等を通して、エネルギー問題等を啓発していく。</p> <p>電力及び環境教育プログラムは、荇原環境プラントからの購入・提供を予定。</p> <p>また、民間教育機関(幼稚園)などへの導入の可能性も検討する。</p>				
施策の現状・課題	<p>どのような形で環境教育等を実施することが適当か、契約を行う施設の所管課、民間教育機関等とも調整し、決定していく必要がある。</p>				
課題解決のために必要な行動	<p>施設所管課、民間教育機関等との協議を進めていく。</p>				
行動計画	2019年度 上半期	2019年度 下半期	2020年度 上半期	2020年度 下半期	2021年度 上半期
	環境教育等の検討 		出前講座等 	年1回・時期未定)	
	事業決定 契約準備 		電力契約の継続 		
必要経費見込	なし(電気使用料のみ)	なし(電気使用料のみ)	なし(電気使用料のみ)	なし(電気使用料のみ)	なし(電気使用料のみ)

事業推進・プランニングシート

施策番号	7				
事業推進課	環境政策課				
関連課	協働推進課、産業振興課等				
施策の名称	市民発電所設置推進事業				
施策の概要	電力の地産地消を推進するための事業の一つとして、市民や市民団体から出資を募り、市内に再生可能エネルギーを利用した発電所を設置することにより、地域の活性化と市民への省エネなどの地球温暖化対策の意識啓発を図る。				
施策の現状・課題	東日本大震災以降、脱原発の市民運動等を契機として、市民が出資した発電所（主に太陽光発電）を設置することで、再生可能エネルギーに電源をシフトしようという動きがある。本市にも太陽光発電の普及に取り組む市民団体等が存在するため、市民から資金を調達するにあたり、市民団体を核としていくことが有効と思われるが、高齢化や活動の多様化などの課題がある。また、太陽光パネルの設置場所等についても検討が必要である。 なお、事業の収益を上げるためには、FITによる売電が有力だが、この場合、電力の地産地消の趣旨にそうには、小売事業者が特定卸供給契約を結ぶ必要がある。				
課題解決のために必要な行動	市民団体を核とするには、団体の育成が必要になる。SPCの設立なども含めて検討が必要になる。 また、設置場所については、事業所や公共施設の屋根を利用することも考えられるが、ツインシティ大神地区への立地企業との連携も視野に協力者を募るとともに設置可能性の調査をする必要がある。 採算性や電力供給事業の検討なども必要であるため、電力の地産地消パートナー事業者等との連携が必要と考えている。				
行動計画	2019年度 上半期	2019年度 下半期	2020年度 上半期	2020年度 下半期	2021年度 上半期
	<p style="text-align: center;">パートナー事業者等との協議、検討 候補地選定・SPC等の設立準備 工事 稼働 運営</p>				
必要経費見込			未定（SPCに出資する場合、資本金の数%など）		

事業推進・プランニングシート

施策番号	8				
事業推進課	環境政策課・都市整備課				
関連課					
施策の名称	～大神地区電力地産地消事業～立地事業者等の地産地消推進プロジェクト				
施策の概要	<p>環境共生モデル都市ツインシティ形成のため、大神地区内で実施するエネルギー施策である電力の地産地消事業の一環として行うものである。</p> <p>ツインシティ大神地区内に立地する企業等に電力の地産地消への参画を促し、各企業に適した方法で地産地消に取り組んでもらう。取組方法の一例としては以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の屋根上や敷地内に再生可能エネルギーなどの発電設備を設置し、地区内で消費する。 ・施設の全体、または一部で使用する電力について地産の電力でまかなう。 ・従業員や地区内住民に対する、地産電力のPRに協力してもらう。 				
施策の現状・課題	<p>立地する企業によって施設規模や用途は大きく異なり、実施できる地産地消事業や、契約可能な電力会社は、それぞれ異なる。いかに地産地消に取り組む方法をいろいろな角度から提示し、多くの事業者に参画してもらうかが重要になる。</p> <p>また、今後立地が決まる企業に対しても、PRを行っていくことが必要である。</p> <p>平成30年度には、各立地企業に対して電力地産地消の説明や、協力の要請を行い、事業者ごとに取組の検討をしてもらうことになった。</p>				
課題解決のために必要な行動	<p>各立地企業の意向などを把握して、その企業が取り組むことができる地産地消事業について提示ができるよう準備をしていくことが必要である。そのため、基本的にはケースバイケースで個別に対応していく必要がある。</p> <p>また、ツインシティ大神地区土地区画整理組合等と連携し、新たに立地が決まる事業者に対しても個別にPRを行っていく。</p> <p>なお、電力契約の切り替えは施設の運用が開始された後(立地施設開業後)からでも可能であるため、継続的に提案をしていくことが有効である。</p>				
行動計画	2019年度 上半期	2019年度 下半期	2020年度 上半期	2020年度 下半期	2021年度 上半期
	<p>各立地企業の状況に応じた地産地消事業の提案</p> 				
必要経費見込	なし	なし	なし	なし	なし

事業推進・プランニングシート

施策番号	9				
事業推進課	環境政策課				
関連課	都市整備課				
施策の名称	～大神地区電力地産地消事業～地区内住宅の地産地消推進プロジェクト				
施策の概要	<p>環境共生モデル都市ツインシティ形成のため、大神地区内で実施するエネルギー施策である電力の地産地消事業の一環として行うものである。</p> <p>ツインシティ大神地区は、計画人口3,300人となっており、戸建住宅及び集合住宅の立地が予定されているため、地区内の住宅(住民)向けに電力の地産地消のPRを行うことによって、温室効果ガスの排出削減など大きな効果が期待できる。</p>				
施策の現状・課題	<p>現時点では、地区内に住宅の立地がまだ多くない状況であるが、今後立地が増えていくことになるので、適切なタイミングで効果的なPRをしていく必要がある。</p> <p>現在、県内の電力の切り替え率は、十数%に留まっているとされている。効果的なPRを進めていかなければ、切り替えが進まないと予想されるので、どのように住民に向けた普及促進を行っていくかが重要になる。</p>				
課題解決のために必要な行動	<p>電力の地産地消パートナー事業者の協力を得ながら、住民へのPRを進めていき、電力契約見直しの機運を高めていく。想定されるPR策としては次のようなものがあるが、効果的な方策についてはさらなる検討が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大神地区に立地する商業店舗の協力を得て実施するPRイベントなど ・土地区画整理組合の協力を得て実施する組合員向け説明会 ・電力の地産地消パートナー事業者や都市ガス事業者との協力 				
行動計画	2019年度 上半期	2019年度 下半期	2020年度 上半期	2020年度 下半期	2021年度 上半期
	PR策の検討 		PR策の実施 		
必要経費見込	なし	なし	なし	なし	なし

4 今後の進め方

各施策については、事業推進・プランニングシートに則して進めていくことになるが、先述のとおり、エネルギー施策を取り巻く状況が刻々と変化していていることも踏まえ、概ね半期に1回程度を期間として、更新を行うこととする。更新にあたっては、エネルギー施策検討ワーキングの意見も踏まえ、進行状況の確認を行っていく。